

# 教育委員会定例会会議録

令和6年12月26日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和6年12月26日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子  
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	図書館長 高木直昭
教育センター所長 松永昭治	小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子
鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子	松林公民館担当課長兼館長 西山昭一
南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央	香川公民館担当課長兼館長 松下晃久
博物館担当課長兼館長 須藤 格	

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから12月定例会を開催いたします。

日程第1、教委議案第69号、茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しの諮問についてを議題いたします。

当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1、教委議案第69号、茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しの諮問につ

いて、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は3ページから4ページをご覧ください。

本市では、令和2年10月に「学び合い、育ち合い、支え合う、茅ヶ崎の教育を創造する、豊かな人間性と自律性をはぐくむ」を基本理念とする茅ヶ崎市教育基本計画を策定し、令和3年度より、様々な教育政策を推進しているところでございます。

計画策定から約4年が経過し、この間、これらの影響や少子高齢化の進行等、社会情勢も大きく変化し、市民の学びのあり方にも大きな影響を与えております。

こうした社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間の後期において必要な施策を本計画に盛り込む必要があることから、茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しについて、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から知見をいただきたく、諮問をするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第1、教委議案第69号、茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しの諮問については原案のとおり諮問することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案のとおり決します。

次に、日程第2、教委議案第70号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第2、教委議案第70号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由とその概要をご説明いたします。

議案書 5 ページをお開きください。

本案は、刑法の改正により懲役及び禁固に代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、所要の規定を整備するため提案するものでございます。

改正の内容といたしましては、議案書 8 ページの新旧対照表のとおり、第 5 条の懲役、禁固を拘禁刑に改めるものでございます。

なお、この規則は令和 7 年 6 月 1 日から施行することといたしております。提案理由及び概要は以上のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 2、教委議案第 70 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案のとおり決します。

次に、日程第 3、教委報告第 42 号、令和 6 年度教育費の補正予算に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、順次説明をお願いいたします。

○教育施設課長 日程第 3、教委報告第 42 号、令和 6 年度教育費の補正予算に関する専決処分についてご報告をさせていただきます。

議案書は 13 ページ及び 14 ページとなってございます。

14 ページをご覧ください。

款 10 教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費、細目 30 施設管理経費、371 万 2000 円につきましては、市内 13 校、中学校における休校日の学校施設管理について、今年度実施しておりま

す中学校給食用の配膳室整備や、特別教室や体育館などへの空調設備整備などによる休校日に実施する工事の増加により、管理業務量が増加することに伴い、委託料を増額したものでございます。

教育委員会定例会にお諮りするいとまがございませんでしたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第4条の規定により専決処分をし、第5条第2項の規定に基づき報告し、承認をお願いするものでございます。

教育施設課所管分の説明は以上となります。

○博物館担当課長 続きまして、博物館所管分につきまして博物館担当課長からご説明させていただきます。

同じく、14ページをご覧ください。

款10 教育費、項5 社会教育費、目3 博物館費につきまして、令和5年度に旧文化資料館解体工事を行ったことに伴い、周辺家屋6件に影響が出てしまいました。

この度、2件の所有者の方と補償費につきまして急遽合意に至りましたことから、専決処分とさせていただきました。このことにつきまして、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものでございます。

本件につきましては、令和7年1月中に相手方と補償契約を交わし、お支払いをする予定でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3、教委報告第42号、令和6年度教育費の補正予算に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することいたします。

次に、日程第4、教委報告第43号、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について及び日程第5、教委報告第44号、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分については、関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長　日程第4、教委報告第43号、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について及び日程第5、教委報告第44号、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてにつきまして、教育総務課長より一括して説明させていただきます。

最初に、日程第4、教委報告第43号、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、でございます。議案書は15ページから37ページまでとなっております。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、市議会に提案するにあたり、17ページの市議会提出議案の意見聴取についてのとおり、教育委員会の意見を求められたことから、16ページのとおり、同意する旨を回答することについて専決処分いたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書18ページをお開きください。

1の提案について、本案は、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、提案されたものでございます。

3の条例の概要といたしまして、(1)茅ヶ崎市職員給与条例関係に関しましては、職員の期末手当、勤勉手当についての支給割合と、給料月額を、それぞれ議案書のとおり引き上げるも

のでございます。（2）茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係に関しましては、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合をそれぞれ議案書のとおり引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとしております。条例の概要は以上でございます。

なお、19 ページ以降は、改正の案文、新旧対照表及び参考条文となっております。

続きまして、日程第 5、教委報告第 44 号、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてでございます。

議案書は 38 ページから 46 ページまでとなっております。

本案につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてを、市議会に提案するにあたり、議案書 40 ページ、市議会提出議案の意見聴取についてのとおり、教育委員会の意見を求められたことから、39 ページのとおり同意する旨を回答することについて専決処分いたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして議案書 41 ページをお開きください。

1 の提案理由について、本案は、職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定に鑑み、議員及び特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案されたものでございます。

3 の条例の概要といたしまして、（1）茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例関係に関しましては、議員等の期末手当について支給割合を議案書のとおり引き上げるものでございます。

（2）茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例関係に関しましては、特別職の職員の期末手当について支給割合をそれぞれ議案書のとおり引き上げるものでございます。

（3）茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例関係に関しましては、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について支給割合をそれぞれ議案書のとおり引き上げるものでござ

います。

なおこの条例は公布の日から施行することとしております。

条例の概要は以上でございます。

なお、42 ページ以降は、改正の案文、新旧対照表及び参照条文となっております。

説明は以上でございます。ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 4、教委報告第 43 号、茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について及び日程第 5、教委報告第 44 号、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することいたします。

続きまして、日程第 6、教委報告第 45 号、令和 6 年度全国学力学習状況調査結果及び分析についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育センター所長 日程第 6、教委報告第 45 号、令和 6 年度全国学力学習状況調査結果及び分析についてにつきまして、学校教育指導課並びに教育センターにより行った結果集計及び分析内容を、教育センター所長よりご説明申し上げます。

別添の資料 1、1 ページのはじめにの 3 行目をご覧ください。

本結果及び分析は、調査結果から各学校が児童・生徒の学習・生活の状況を踏まえながら、教育課程や学習指導の充実、改善や、主体的に学習に取り組む態度の育成につなげていくことができるよう、毎年、小中学校に指標として提示しているものでございます。

2 ページをご覧ください。

全国学力学習状況調査は、例年、悉皆調査として行われ、令和 6 年度につきましても、全小中学校で調査を実施いたしました。実施日は令和 6 年 4 月 18 日木曜日で、実施学年は小学校 6 年生、中学校 3 年生で、調査内容は、教科に関する調査及び学習意欲や学習方法、生活等に関する質問紙調査でございます。

教科に関する調査につきましては、本年度は、国語、算数・数学の 2 教科の調査を行いました。あわせて、学校を対象とした質問紙調査も行っております。

3 ページをご覧ください。各学校における今後の適切な学習指導や授業改善に生かすための参考資料として、本市全体の教科別平均正答率を掲載しております。

4 ページから 17 ページには、教科に関する調査結果の分析を示し、その中で、全国との差が大きかったもの等を、特に課題が見られた問題として取り上げ、学習指導にあたっての留意点を示しました。

18 ページから 29 ページには、児童・生徒質問紙、学校質問紙調査の結果について、大きく 5 項目に分けて、教科に関する調査の結果等とのクロス集計を行い、分析しております。

30 ページから 34 ページには、本調査結果を踏まえた家庭、学校、教育委員会、それぞれの今後の取り組みについて、ポイントを示しております。教育委員会といたしましては、教員のたゆまない授業改善のもと、学校で過ごす時間の大半を占める授業時間における児童・生徒の意欲を高められるよう、今回の調査結果を生かした、各学校の教育活動への取り組みを支援して参ります。

なお、本調査結果につきましては、今後、市のホームページや小・中学校を通じて公表していく予定でございます。

説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 6、教委報告第 45 号、令和 6 年度全国学力学習状況調査結

果及び分析についての報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題に関しましては個人情報に関する案件等がございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、非公開といたします。

ではここで事務局より先に事務連絡を行います。

[事務連絡]

午後3時18分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和6年12月26日

教育長

委員

委員

委員

委員